

保育施設の認可等に係る意見聴取について

令和2年3月18日

令和元年度第4回いちほっこの子育て支援会議

市原市 子ども未来部 保育課

内容

○はじめに

1. 保育施設(教育・保育施設、地域型保育事業)の紹介
2. 令和2年度開設予定の保育施設一覧
3. 利用定員とは

○地域型保育事業の認可について

○教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定について

○その他

1. 保育施設(教育・保育施設、地域型保育事業)の紹介

	定員	認可主体	確認主体	子ども・子育て支援制度上の区分
教育・保育施設	20～	県	市	認定こども園
				幼稚園
				保育所
地域型保育事業	1～19	市	市	居宅訪問型保育事業
				家庭的保育事業
				小規模保育事業
				事業所内保育事業

○認可：設備及び運営の基準を満たす施設について、保育を実施してよい旨を認めること。

○確認：認可保育所等が、より具体的な運営の基準を満たすことを確認すること。

保育にかかる費用の一部につき、利用者が市から給付費を受けられるようになる。

これを行う際に、その施設の利用定員を市が定める。

2. 令和2年度開設予定の保育施設一覧

名称	申請施設類型	前頁の区分	付議事項
ちぐさ蒼空こども園	幼保連携型 認定こども園	教育・保育施設	・利用定員の設定について
スクルドエンジェル保育園 五井園	保育所		
きらきら第二保育園	小規模保育事業 A型	地域型保育事業	・認可について ・利用定員の設定について
森の保育園 第2			
めぐみ第二保育園	小規模保育事業 B型		
古市場保育園			
鹿島台幼稚園 ルックアップ保育			
事業所内保育所 えがお			

3. 利用定員とは

○認可定員:基本的に当該施設で保育できる児童数の上限として認められた定員数。

○利用定員:給付費の算定基礎として市が設定する数値。

(1)認可定員に一致させることが基本。

(2)事業者の意向に加え、当該施設の最近の利用実績や今後の見込などを考慮。

※(2)の結果、認可定員と異なる数値を設定することもある。

ただし、その場合でも、認可定員の範囲内で設定。

(参考)利用定員の区分に応じて、1人当たりの給付費の額が決定される。

例:3歳児1人当たりの給付費基本額(抜粋)

利用定員区分	給付費基本額(1人当たり)
20人	98,900円
21人~30人	74,690円
31人~40人	62,780円
41人~50人	60,900円
51人~60人	54,680円

地域型保育事業の認可について

4. 地域型保育事業の認可について

○認可に係る意見聴取の根拠

児童福祉法第34条の15第4項

市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

➔児童の保護者や児童福祉に係る当事者を多く含む本会議にて意見を伺うものである。

4. 地域型保育事業の認可について

○市町村の認可に係る基本的な考え方

国指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）

【原則】

①設備及び運営に関する基準を満たす。

→市は、申請した事業者を認可するものとする。 （児童福祉法第34条の15第5項）

【例外】

②認可することで、地域の保育量の供給過剰を招く。

→認可しないことができる。 （同但書）

なお、①を満たせば原則認可なので、②は慎重に適用しなければならない。

4. 地域型保育事業の認可について

○各事業所の運営主体と運営場所

※地区順に掲載

No	事業所名	運営主体	所在地	区域	開園時期
①	きらきら第二保育園 (小規模保育事業A型)	有限会社	八幡	市原	R2.4月
②	古市場保育園 (小規模保育事業B型)	NPO法人	古市場	市原	R2.7月
③	森の保育園 第2 (小規模保育事業A型)	社会福祉法人	五井	五井	R2.4月
④	めぐみ第二保育園 (小規模保育事業B型)	株式会社	平田	五井	R2.4月
⑤	鹿島台幼稚園ルックアップ保育 (小規模保育事業B型)	学校法人	上高根	南総	R2.4月
⑥	事業所内保育所 えがお (事業所内保育事業)	学校法人	ちはら台南	ちはら台	R2.4月

4. 地域型保育事業の認可について

○認可申請の内容

No	開所時間	定員	保育室等	保育従事者数	屋外遊戯場	食事提供	連携施設
①	(月～金) 7:00～19:00 (土) 7:00～18:00	18人 0歳:6人 1歳:6人 2歳:6人	71.79㎡ 【必要面積】51.48㎡ (=3.3×12+1.98×6)	5人 ※常勤換算 【必要人数】5人	49.5㎡(敷地内) 【必要面積】19.8㎡ (=3.3×6)	自園調理	うさぎ 幼稚園
②	(月～金) 7:00～20:00 (土) 7:00～18:00	19人 0歳:3人 1歳:8人 2歳:8人	65.24㎡ 【必要面積】32.14㎡ (=3.3×11+1.98×8)	6人 ※常勤換算 【必要人数】5人	112.71㎡(敷地内) 【必要面積】26.4㎡ (=3.3×8)	自園調理	柳光 幼稚園
③	(月～金) 7:00～20:00 (土) 7:00～18:00	19人 0歳:6人 1歳:6人 2歳:7人	76㎡ 【必要面積】53.46㎡ (=3.3×12+1.98×7)	7人 ※常勤換算 【必要人数】5人	63㎡(敷地内) 【必要面積】23.1㎡ (=3.3×7)	外部搬入	やまと 幼稚園
④	(月～金) 7:30～19:30 (土) 7:30～18:30	12人 0歳:0人 1歳:6人 2歳:6人	54.73㎡ 【必要面積】31.68㎡ (=3.3×6+1.98×6)	4人 ※常勤換算 【必要人数】3人	69.43㎡(敷地内) 【必要面積】19.8㎡ (=3.3×6)	自園調理	やまと 幼稚園
⑤	(月～金) 8:00～18:00 (土) 8:00～18:00	12人 0歳:0人 1歳:6人 2歳:6人	51.00㎡ 【必要面積】31.68㎡ (=3.3×6+1.98×6)	3人 ※常勤換算 【必要人数】3人	40.0㎡(敷地内) 【必要面積】19.8㎡ (=3.3×6)	自園調理	鹿島台 幼稚園
⑥	(月～金) 7:30～18:30	12人 0歳:4人 1歳:4人 2歳:4人	47.69㎡ 【必要面積】34.32㎡ (=3.3×8+1.98×4)	5人 ※常勤換算 【必要人数】4人	88.89㎡(敷地内) 【必要面積】13.2㎡ (=3.3×4)	外部搬入	ちはら台幼稚園 能満幼稚園

⇒審査の結果、以上の事業所はすべて認可基準に適合している。

4. 地域型保育事業の認可について

○需給バランスの確認

令和6年までの保育需要に照らし、本市の待機児童対策として必要な確保方策をとりまとめた整備計画

区分	区域	施設・事業	定員数(単位:人)				説明
			1号	2号	3号		
					1・2歳	0歳	
R1 ↓ R2	姉崎	こども園	▲20	20			姉崎認定こども園 定員の組み替え
		こども園	▲20	▲51	▲18	▲3	今津認定こども園 代替施設へ移行
	市原	小規模			12	6	(仮称)きらきら第二保育園
	五井	保育所		30	27	6	(仮称)スクルドエンジェル保育園 五井園
		こども園	20	60	30	6	(仮称)ちぐさ蒼空こども園 今津認定こども園の代替施設
		小規模			13	6	(仮称)森の保育園 第2
		小規模			12		(仮称)めぐみ第二保育園
	辰巳台	こども園	▲20	20			辰巳台認定こども園 定員の組み替え
	南総	こども園	▲10	10			牛久認定こども園 定員の組み替え
		小規模			12		(仮称)鹿島台幼稚園ルックアップ保育 私立幼稚園の余裕教室を活用した整備
	加茂	こども園	▲10	10			高滝認定こども園 定員の組み替え
	ちはら台	事業所内			12		(仮称)事業所内保育所えがお

区分	区域	施設・事業	定員数(単位:人)				説明
			1号	2号	3号		
					1・2歳	0歳	
R2 ↓ R3	姉崎	保育所		50	30	6	
	市原	小規模			16	3	
		小規模			16	3	
	五井	保育所		90	60	15	(仮称)市原令とおもいやり保育園
		企業主導型		4	12	3	
	市津	こども園	▲150	18	12	0	私立幼稚園の認定こども園への移行
	辰巳台	小規模			16	3	
	有秋	小規模			16	3	私立幼稚園の余裕教室を活用した整備
	ちはら台	保育所		36	18	6	
		保育所		33	21	6	

(仮称)市原市子ども未来プラン 抜粋

今回認可申請のあった事業は、すべて上記計画に適合的
 →供給過剰を招くことはないため、今回の申請については、すべて認可することとする

教育・保育施設及び地域型保育事業の 利用定員の設定について

5. 利用定員の設定について

○利用定員の設定に係る意見聴取の根拠

子ども・子育て支援法第31条第2項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

※地域型保育事業に関して、子ども・子育て支援法第43条第3項に同旨の規定あり

笑顔が広がるいちほらっこの子育ち支援条例第10条

支援計画の策定及びその実施の推進について協議するとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、同項に規定する合議制の機関として、いちほらっこの子育ち支援会議（以下「子育ち支援会議」といいます。）を置きます。

→ このことから、本会議において意見を伺うものである。

5. 利用定員の設定について

○保育施設 施設概要(教育・保育施設)

No	事業所名	運営主体	所在地	区域	開園時期	開園時間	備考
1	ちぐさ蒼空こども園 (幼保連携型認定こども園)	学校法人	青柳	五井	R2.4月	(月～金) 7:00～20:00 (土) 7:00～18:00	今津認定こども園代替施設 旧千種幼稚園跡地の一部
2	スクルドエンジェル保育園 五井園 (保育所)	株式会社	五井	五井	R2.4月	(月～金) 7:30～20:30 (土) 7:30～20:30	自主整備

5. 利用定員の設定について

○各認可定員(今回申請の全教育・保育施設、地域型保育事業)

No	施設名称	認可定員								
		計	保育利用						教育利用	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	4歳	5歳
1	ちぐさ蒼空こども園	116人	6人	12人	18人	20人	20人	20人	10人	10人
2	スクルドエンジェル保育園 五井園	60人	6人	10人	11人	11人	11人	11人		
①	きらきら第二保育園	18人	6人	6人	6人					
②	古市場保育園	19人	3人	8人	8人					
③	森の保育園 第2	19人	6人	6人	7人					
④	めぐみ第二保育園	12人	0人	6人	6人					
⑤	鹿島台幼稚園ルックアップ	12人	0人	6人	6人					
⑥	事業所内保育所 えがお	12人	4人	4人	4人					

5. 利用定員の設定について

○今後の利用見込み

令和6年までの保育需要に照らし、本市の待機児童対策として必要な確保方策をとりまとめた整備計画

区分	区域	施設・事業	定員数(単位:人)				説明
			1号	2号	3号		
					1・2歳	0歳	
R1 ↓ R2	姉崎	こども園	▲20	20			姉崎認定こども園 定員の組み替え
		こども園	▲20	▲51	▲18	▲3	今津認定こども園 代替施設へ移行
	市原	小規模			12	6	(仮称)きらきら第二保育園
	五井	保育所		30	27	6	(仮称)スクルドエンジェル保育園 五井園
		こども園	20	60	30	6	(仮称)ちぐさ蒼空こども園 今津認定こども園の代替施設
		小規模			13	6	(仮称)森の保育園 第2
		小規模			12		(仮称)めぐみ第二保育園
	辰巳台	こども園	▲20	20			辰巳台認定こども園 定員の組み替え
	南総	こども園	▲10	10			牛久認定こども園 定員の組み替え
		小規模			12		(仮称)鹿島台幼稚園ルックアップ保育 私立幼稚園の余裕教室を活用した整備
	加茂	こども園	▲10	10			高滝認定こども園 定員の組み替え
	ちはら台	事業所内			12		(仮称)事業所内保育所えがお

区分	区域	施設・事業	定員数(単位:人)				説明
			1号	2号	3号		
					1・2歳	0歳	
R2 ↓ R3	姉崎	保育所		50	30	6	
	市原	小規模			16	3	
		小規模			16	3	
	五井	保育所		90	60	15	(仮称)市原令とおもいやり保育園
		企業主導型		4	12	3	
	市津	こども園	▲150	18	12	0	私立幼稚園の認定こども園への移行
	辰巳台	小規模			16	3	
	有秋	小規模			16	3	私立幼稚園の余裕教室を活用した整備
	ちはら台	保育所		36	18	6	
		保育所		33	21	6	

(仮称)市原市子ども未来プラン 抜粋(再掲)

今回の保育施設はすべて上記計画に適合的

➔認可定員と同等の利用が見込まれるため、利用定員は認可定員と同じ設定とする。